

京都デジタル疎水ネットワークにおけるインターネット接続サービス業務に係る一般競争入札参加資格審査の申請について

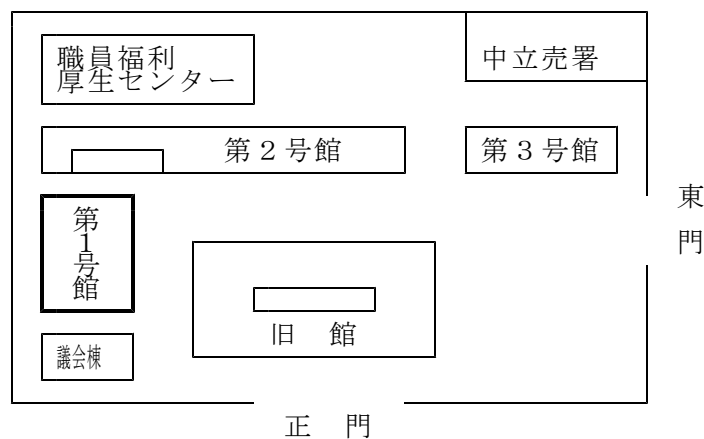
京都府政策企画部情報政策課

京都デジタル疎水ネットワークにおけるインターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加しようとする者は、次の要領によって申請書類を作成のうえ、参加資格の審査を受けてください。

一般競争入札参加資格審査申請書の提出

1 申請書の提出期間等

- (1) 提出期間 令和3年1月28日（木）から令和3年2月10日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 提出場所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府政策企画部情報政策課
（第1号館5階）



(3) 提出方法

ア 持参の場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出場所に提出してください。

イ 郵送の場合

提出場所あてに書留郵便で送付してください。（提出期間必着）

2 申請時の注意事項

- ・ 申請書等のファイリング等は不要です。
- ・ 持参の場合、本庁の駐車場は大変狭いため、車での来庁はご遠慮ください。

申請することができない者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者。
- ③ 令和3年1月1日において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者。
- ④ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者。
- ⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業者以外の者。

- ⑥ 契約の履行後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを府の求めに応じて速やかに提供できると認められない者。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者
- （ア） 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - （イ） 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - （ウ） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - （エ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （オ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （カ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （キ） 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑧ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部情報政策課
電話番号 (075)414-4386

そ の 他

1 審査結果の通知について

申請書の審査結果は、令和3年2月12日付けで通知を発送する予定です。

2 申請書又は添付資料の記載事項に変更があった場合について

申請書又は添付資料の記載事項に変更があった場合は、一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を遅滞なく提出してください。（所定の様式は情報政策課にありますので申し出てください。）

なお、資格審査の結果、「資格がない」と認定された後において変更があった場合には、届け出る必要はありません。

資格有効期間

今回の一般競争入札参加資格の有効期間は、令和3年3月31日までです。

提出書類及び提出部数一覧

	提出書類	提出部数		備考
		法人	個人	
1	一般競争入札参加資格審査申請書	1	1	
2※	登記事項証明書又は身分証明書等	1	1	令和3年1月1日以降に証明したもの 法人…登記事項証明書 個人…身分証明書等
3※	定款	1	—	コピー可
4※*	府税納税証明書	1	1	府税の納税義務を負う場合のみ
5※	消費税及び地方消費税納税証明書	1	1	
6	営業経歴書	1	1	令和3年1月1日現在で記入
7	技術者経歴書	1	1	
8	営業実績調書	1	1	
9※	財務諸表又は所得税確定申告書等	1	1	法人…財務諸表(2営業年度分) 個人…所得税確定申告書一式(2年分) 個人から法人化…所得税確定申告書及び財務諸表
10	印鑑証明書	1	1	
11※	委任状	1	—	
12※	申請することができない者⑤から⑧までに該当しないことを証する書類	1	1	

*印については、必要な場合のみ提出してください。

※印については、京都デジタル疎水ネットワーク更新業務企画提案募集への参加又は京都デジタル疎水ネットワークにおけるインターネット接続サービス業務（災害対策用等）の入札に係る資格審査を受けるために書類を提出した者については、既に提出している書類（12については、申請することができない者⑦及び⑧に該当しないことを証する書類）の提出を省略できます。

記載要領

1 一般競争入札参加資格審査申請書……記入例①

法人、個人とも提出してください。

なお、法人にあっては、必ず法人印及び印鑑登録をしている代表者印の押印をお願いします。

2 登記事項証明書又は身分証明書等

法人は登記事項証明書を、個人は身分証明書等を提出してください。

令和3年1月1日以降に証明したものに限りです。

3 定款

法人のみ提出してください。（コピー可）

4 府税納税証明書

法人、個人とも提出してください。

証明書の提出は、京都府へ納める府税のみを対象としています。（他都道府県へ納める税金の証明書は不要です。）

申請書提出時に府税（個人府民税を除く。）の滞納がある場合は、申請することができないので留意してください。府税には延滞金などの附帯金を含みます。

交付に際しては、交付手数料（証明書1枚ごとに400円）が必要となります。

府税納税証明書の交付場所については、次のとおりです。

〈府税納税証明書の交付場所〉

営業所等の所在地		交 付 場 所
京 都 府 内 の み	個人	各 府 税 事 務 所 各 振 興 局 税 務 課 府 庁 税 務 課
	法人	
京 都 府 内 と 他 の 都 道 府 県	個人	
	法人	
他の都道府県のみ	個人	不 要 ただし、京都府において課税された府税がある場合は、 各府税事務所、各広域振興局税務課又は府庁税務課
	法人	

5 消費税及び地方消費税納税証明書

法人、個人とも提出してください。

6 営業経歴書……記入例②

法人、個人とも提出してください。

(1) 申請者

法人にあっては、代表権を有している者。

（支店長又は営業所長等による申請はできません。）

(2) 直接取引を希望する支店等

法人にあって、支店長又は営業所長等に入札等の権限を委任する場合に記入してください。

(3) 営業種目

実際に営業している種目をすべて記入してください。

比率については、合計が100%になるようにお願いします。

(4) 営業年数

令和3年1月1日現在で、営業を開始した年月からの営業年数等を記入してください。

現組織へ変更した年月については、個人から法人へ変更した場合や社名変更した場合等に記入をお願いします。

(5) 従業員数

非常勤は除きます。

(6) 営業実績

直前の2営業年度の平均契約金額

ア 法人の場合

直前の2営業年度の平均契約金額を記入してください。

イ 個人の場合

直前の2年間の平均契約金額を記入してください。

(7) 主要取引実績

直前の営業年度及び2営業年度前の契約実績について記入してください。

(8) 自己資本額（法人のみ記入）

直前の営業年度の財務諸表に基づき、決算確定後（利益処分後）額で記入してください。なお、『準備金』は「法定準備金」のみとし、剰余金の分類に含まれる「〇〇準備金」は『積立金』に計上するものとします。

(9) 損益状況（法人のみ記入）

直前の営業年度の財務諸表に基づき記入してください。

(10) 経営状況（法人のみ記入）

直前の営業年度の財務諸表に基づき記入してください。

7 技術者経歴書

法人、個人とも提出してください。

(1) 氏名

今回の業務を担当する者の氏名を記入してください。

(2) 年齢

今回の業務を担当する者の年齢を記入してください。

(3) 資格等

今回の業務を担当する者が有する資格について記入してください。

(4) 業務経歴

今回の業務と類似の業務経歴について記入してください。

(5) 経験年数

今回の業務に関連のある業務についての経験年数を記入してください。

8 営業実績調書

法人、個人とも提出してください。

取引先、契約金額、契約内容及び実績年度を記入してください。（過去5年分程度）
ただし、必ずしも今回調達対象業務に限定されません。

（様式は問いません。）

9 財務諸表又は所得税確定申告書等

下表により、法人、個人とも提出してください。

	提出書類名	備考
法人	・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書等	決算が確定している直近の2営業年度分が必要です。
個人	・所得税確定申告書一式の写し ・営業に必要な機械、工具、備品等の明細書 ・商品、原材料（仕掛品を含む）の現在高調書	確定申告済の直近の2年分 令和3年1月1日現在で作成してください。 （様式は問いません。）

ただし、個人から法人へ変更している場合等については、上記以外の書類の提出を求める場合がありますので、事前にお問い合わせください。

10 印鑑証明書

法人、個人とも提出してください。

府と取引をする際に使用する印鑑を届け出てください。

なお、法人で契約締結の権限等について、委任状の提出がある場合は、受任者の印鑑を届け出ることになります。

※ 公的機関の証明は必要なく、申請者（法人、個人）の届出書類です。

11 委任状

法人にあって、申請の権限を営業所長等に委任する場合に提出が必要です。

12 申請することができない者⑤から⑧までに該当しないことを証する書類

＜⑤電気通信事業者であることの証明＞

通知の写し等、電気通信事業者であることを示す書類を添付してください。

＜⑥保守、点検、修理その他のアフターサービスの証明＞

今回の業務について、業務仕様書において求めている障害対応の要件を満たしていることを、別途提出する企画提案書で示してください。

＜⑦・⑧暴力団に該当しないこと等を証する書類＞

別添の誓約書を提出してください。